

県民の皆様へのお願い（令和3年1月13日）

「緊急事態宣言」の対象区域が1月14日から追加されます。先に緊急事態宣言が出されている、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県に加え、栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県が対象となります。期間は、2月7日（日）までの間です。

このことを踏まえ、「県民の皆様へのお願い」を改めました。

本県においても、感染者が増加傾向にあり、県外からのウイルスの持ち込みや若年層を中心に複数人での飲食後、家族や友人に感染が広がるなどといった事例が見受けられます。

県民の皆様におかれましては、下記に留意のうえ、行動いただきますようお願いいたします。

・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

※ 栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組をすすめる

以下の項目についても、引き続き、御留意願います

- ・ 高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える
- ・ 医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院、福祉施設サービスは特に注意
◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う



・ 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。

コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563 FAX：073-433-4540

- ・ 感染拡大予防ポスターを県HPに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。
- ・ 感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。

緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

- ・緊急事態宣言が解除されるまでの間、緊急事態宣言対象区域（栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）への不要不急の往来は控えてください。なお、通勤や通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために外出が必要な場合は、基本的な感染対策（マスク着用、手洗い等）を徹底してください。

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・緊急事態宣言が出されている地域以外でも、感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染対策を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組をすすめる

- ・事業者の皆様におかれましては、在宅勤務や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめるようにお願いします。

高齢者は、カラオケ、ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・高齢者がカラオケ等の催しに参加したことで感染したと疑われる事例が見受けられます。感染によって重症化しやすい高齢者の皆様は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染対策がしっかりと取られていない場所への参加を控えてください。

医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。

※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。

病院、福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドラインを遵守されていますが、すべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。また感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が 1 回目の PCR 検査で陰性となっても、2 週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。